

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 10 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

ホリダ セツビ
有限会社 細田設備
〒577-0827

東大阪市衣摺4丁目25番7号

取締役 近間 貞利

TEL.06-6743-6523

FAX.06-6725-3777

hosodasetubi.2021@aroma.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 10 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社 細田設備
〒577-0827
東大阪市衣摺4丁目25番7号
取締役 近間 貞利
TEL.06-6743-6523

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
取締役 近間 貞利	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社細田設備
上記事業所の所在地	郵便番号 577-0827 住所 大阪府東大阪市衣摺4-25-7 電話番号 06-6743-6523 FAX番号 06-6725-3777 メールアドレス hosodasetubi.2021@aroma.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
近間 貞利	第155900号
中元 和徳	第310352号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 1 月 10 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
切断用の機械 器具	パイプカッター	FTC-25	2	
	塩ビのこ	MSP-230	2	
	金切りのこ		2	
管の加工機器 器具	やすり	HI2002	2	
	パイプねじ切り器	S25AIII	1	
管の接合用機械 器具	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	250mm～450mm	2	
	スパナ		2	
水圧テストポンプ	手動式テスター	T-50KP	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 1 月 10 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社 細田設備
東大阪市衣摺4丁目25番7号
取締役 近間 貞利

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市衣摺四丁目25番7号
有限会社細田設備

会社法人等番号	1220-02-005968	
商号	有限会社細田設備	
本店	<u>大阪府東大阪市衣摺四丁目25番6号</u>	平成14年 6月22日移転
	大阪府東大阪市衣摺四丁目25番7号	令和 3年 3月 9日移転 令和 3年 3月25日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成13年10月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調設備工事業 2. 管工事業 3. 土木建築工事業 4. 造園工事業 5. 産業廃棄物及び一般廃棄物の運搬及び処理業 6. 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸借 7. 飲食店業 8. 一般貨物自動車運送業 9. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金300万円	

株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記</p>	
役員に関する事項	<p>大阪府東大阪市衣摺四丁目25番6号 <u>取締役</u> <u>細田忠正</u></p>	<p>令和3年3月9日辞任</p>
	<p>大阪府東大阪市衣摺四丁目11番12号ヨウコウマンション206 <u>取締役</u> <u>中元和徳</u></p>	<p>令和3年3月25日登記</p>
	<p>大阪府吹田市千里山霧が丘4番1-404号 <u>取締役</u> <u>近間貞利</u></p>	<p>令和3年3月9日就任</p>
	<p><u>代表取締役</u> <u>中元和徳</u></p>	<p>令和3年3月25日登記</p>
	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>令和3年4月6日辞任</p>
	<p>平成16年3月8日移記</p>	<p>令和3年4月12日登記</p>
	<p>令和6年1月10日</p>	<p>令和3年3月9日就任</p>
	<p>大阪府東大阪市衣摺四丁目25番7号</p>	<p>令和3年3月25日登記</p>
	<p>有限会社細田設備</p>	<p>令和3年4月6日辞任</p>
	<p>代表取締役</p>	<p>令和3年4月12日登記</p>



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和6年1月10日

大阪法務局東大阪支局
 登記官

岡本基治



有限会社 細田設備 定款

平成13年10月16日 作成

平成13年10月16日 公証人認証

平成13年 月 日 会社設立



定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社 細田設備 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調設備工事業
2. 管工事業
3. 土木建築工事業
4. 造園工事業
5. 産業廃棄物及び一般廃棄物の運搬及び処理業
6. 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸借
7. 飲食店業
8. 一般貨物自動車運送業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府東大阪市 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 300 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 60 口に分ち、出資 1 口の金額は、金 5 万円とする。





(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

大阪府東大阪市中新開一丁目14番31-112号

60口 細田忠正

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社は、毎年11月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。



(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。



第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役1名を置く。

(選任の方法)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中より選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(取締役及び社長)

第15条 当会社の取締役は、社長とする。

② 社長は、会社を代表する。

(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。



第5章 計算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。



第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 細 田 忠 正

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成14年9月30日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。



以上、有限会社 細田設備 を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成13年10月16日

社 員 細 田 忠 正





認証登簿平成 13 年 第 13 / 号

東盛幸男 は、本職の面前で囑託人の代理人として、この定款における記名押印を自認した。

よって、これを認証する。

平成 13 年 10 月 16 日 当公証人役場において

大阪市西区江戸堀 1 丁目 10 番 8 号

(帝人殖産ビル内)

大阪法務局所属

公証人

久末洋三



原本の写しに相違ないこと証明し可

令和6年 1月10日

有限会社 細田設備

東大阪市衣摺4丁目25番7号

取締役 近間 貞利



第一五五九〇〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

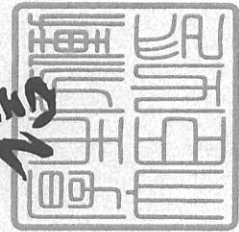
氏名 近間 貞利

昭和三十九年六月二十日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年三月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三一〇三五二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 岡山県

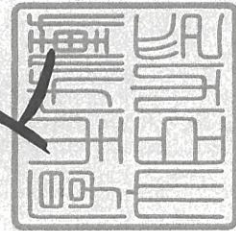
氏名 中 元 和 徳

昭和五十七年十一月十日生

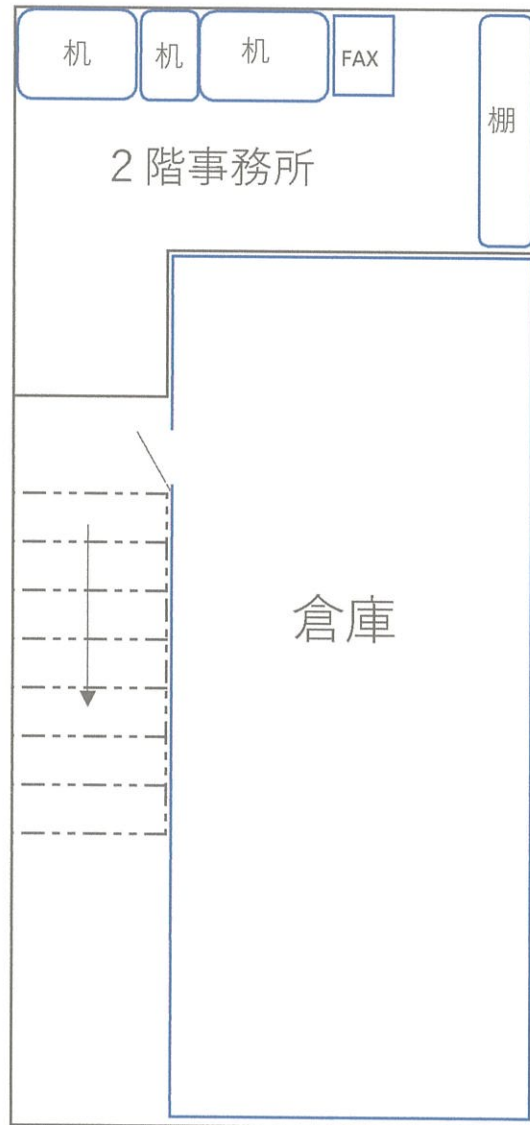
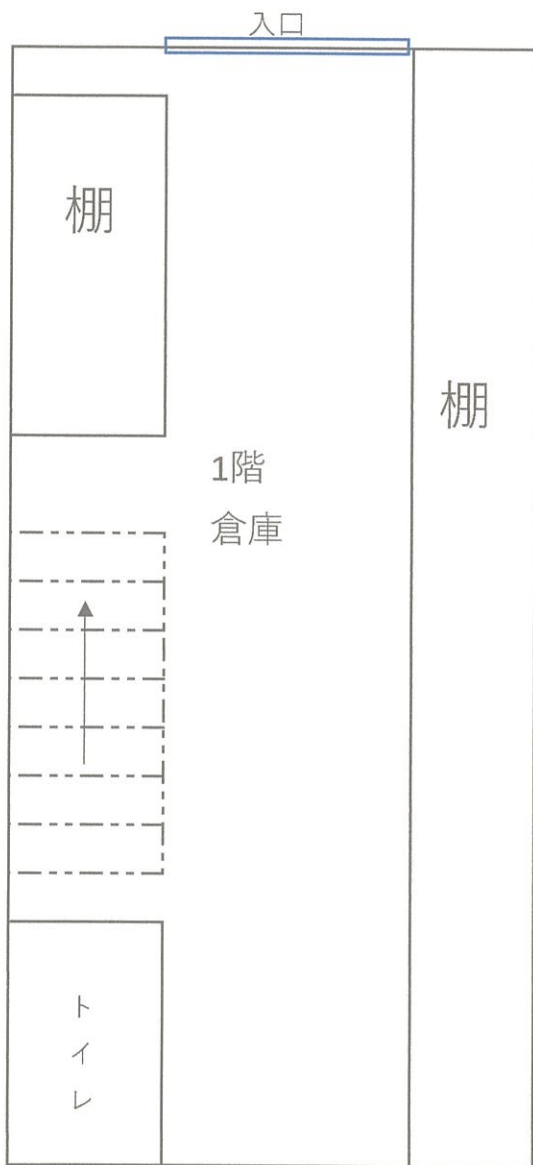
水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

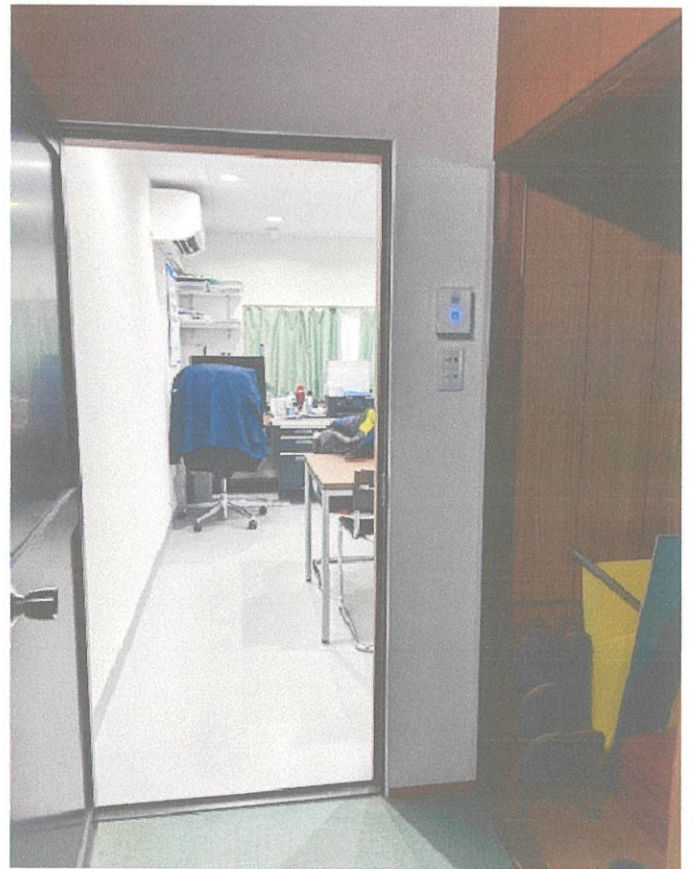
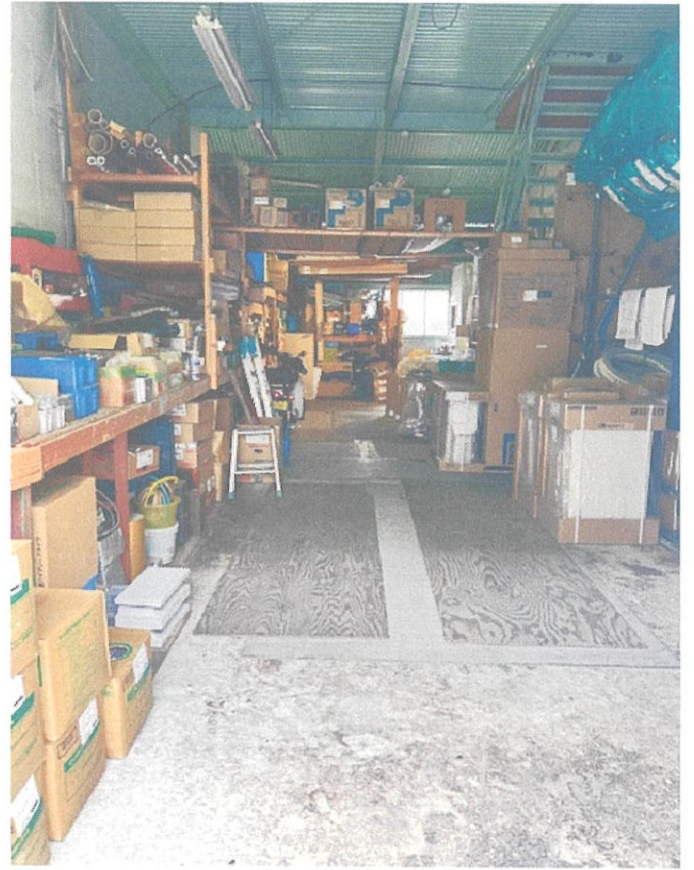
令和三年四月十六日

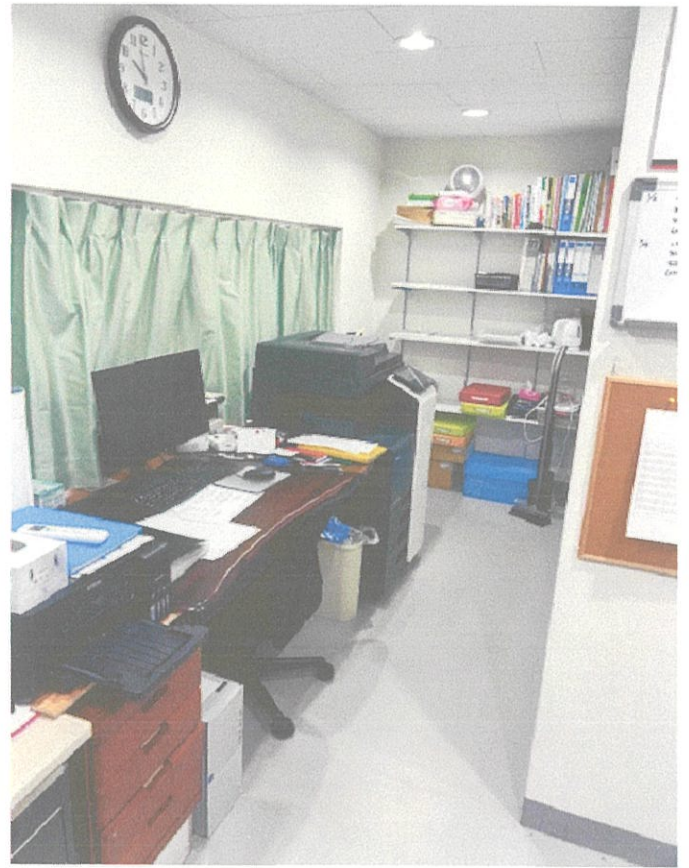
厚生労働大臣 田村 憲 久











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 1 月 10 日

申請者 氏名又は名称 **有限会社 細田設備**
 〒597-0827
 住所 **東大阪市衣摺4丁目25番7号**
 代表者氏名 **取締役 近間 貞利**
 電話番号 **TEL.06-6743-6523**
 FAX番号 **FAX.06-6725-3777**
 メールアドレス hosodasetubi.2021@aroma.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年1月10日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

有限会社 細田設備
〒577-0827
東大阪市衣摺4丁目25番7号
取締役 近間 貞利

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 細田設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
近間 貞利	第155900号	
中元 和徳	第310352号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五五九〇〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

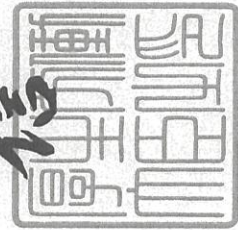
氏名 近間 貞利

昭和三十九年六月二十日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年三月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三一〇三五二号

給水装置主任技術者免状

本籍 岡山県

氏名 中 元 和 徳

昭和五十七年十一月十日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和三年四月十六日

厚生労働大臣 田村 憲一

